

越監告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、市民福祉部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 26 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 監査の執行期間

- ・子ども福祉課 平成31年2月 1日(金)～ 5日(火)
(子ども・子育て総合相談室含む)
- ・保険年金課 2月 6日(水)～ 8日(金)
- ・社会福祉課 2月12日(火)～14日(木)
- ・長寿福祉課(地域包括支援センター含む) 2月15日(金)～20日(水)
- ・健康増進課 2月21日(木)～25日(月)
- ・市民課 3月 1日(金)～ 6日(水)

2 監査の対象

平成 30 年 1 月から平成 31 年 1 月末日までの所管業務全般

子ども福祉課及び保険年金課に関しては、平成 30 年 1 月から平成 30 年 12 月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。